

議案第19号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する県道の除雪作業に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

八頭郡若桜町 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金10,000円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成23年2月1日

(2) 事故発生場所

八頭郡八頭町上日下部地内

(3) 事故の状況

鳥取県八頭総合事務所所属の職員が、公務のため一般県道才代船岡線を大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、県道との高低差により県道より低い位置にある軌道が死角となり、誤って除雪した雪が軌道敷に覆い被さり、一時列車の運行ができなくなったものである。

このことにより、和解の相手方に生じた損害について、列車が一時運行できなくなったことに伴う代替輸送に要した経費を支払うことで和解しようとするものである。